

事務連絡

平成27年1月9日

鳥取県危機管理局長

城平守朗 殿

原子力規制委員会原子力規制庁

広報室長 奥山 祐矢

中国電力島根原子力発電所3号機の視察について（回答）

平成26年12月18日付け文書で貴県平井知事より田中委員長宛てに要請のありました事項について、以下のとおり回答します。内容は、既に対外的に説明しているものを、整理したものです。

平成26年12月18日に行われた更田原子力規制委員及び原子力規制庁職員による中国電力島根原子力発電所3号機の視察は、原子力規制庁職員の教育・研修を目的として行いました。新規制基準に係る設置変更許可の申請がなされていない3号機について、原子力規制委員会としては何ら予断をもっておらず、また、当然ながら今回の視察も、新規制基準に係る適合性審査のための現地調査とは全く関係がありません。従って、仮に申請がなされ、審査することとなる場合には、一から厳格に審査を行うこととなります。

原子力規制庁職員はその使命を達成するため高い技術的能力が必要であり、そのためには図面など机上の勉強だけではなく配置されている実物を見て学ぶことが重要です。3号機は、被曝をすることなく詳細な構造を見ることのできる現在国内ほぼ唯一の施設であることから、今回視察を行うこととしました。今後も、今回のような機会を通じて、原子力規制庁職員の技術的能力向上を図っていく必要があると考えています。

同発電所2号機については、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を肝に銘じて、新規制基準への適合性について厳格な審査を行っているところです。また、1号機を含む島根原子力発電所については、現地の保安検査官が日々巡視等を行うとともに、定期的に保安規定の遵守状況の検査（保安検査）を行い、引き続き同発電所の安全確保を確認していきます。